

柳井地区広域消防組合

令和5年5月8日

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から感染症法上、2類感染症から5類感染症に引き下げられたことに伴い、下記のとおり救命講習を実施します。

記

1 参加人数

人数制限はありません。

ただし、消防本部で実施する普通救命講習等は、収容人員の関係上、15名となります。

2 受講対象者

柳井地区広域消防組合管内（柳井市・周防大島町・上関町・平生町）に在住、通勤又は通学される方。

上記以外の方は日程調整をさせていただきます。

3 実施場所

柳井地区広域消防本部又は各消防出張所

4 受講における留意事項

- (1) マスクの着用は受講者の判断とします。
- (2) 受講前の検知型検温及び簡易的な手指消毒にご協力をお願いします。
- (3) 当消防組合が行う換気等の感染対策にご協力をお願いします。

5 その他

- (1) 救命講習及び救急法指導の詳細は、消防本部警防救急課、柳井消防署にお問い合わせください。
- (2) 感染状況により講習内容を変更する場合があります。